



■問い合わせ先 県立江刺病院
(☎) 2181、(FAX) 0530

県立江刺病院では、下表のとおり各診療科の診療を行っています。診療案内やご不明な点についてはお気軽にお問い合わせください。

■診療案内（22年7月1日現在）

診療科	時間帯	受付時間	月	火	水	木	金	備考
消化器科	午前	11:30 まで	診療					—
	午後	—	検査など					
循環器科	午前	11:30 まで	診療					—
	午後	—	検査など					
小児科	午前	—	—					一般診療のほか、 ①乳児検診、 ②③予防接種（予約制）、 ④慢性疾患外来
	午後	16:00 まで	—	診療	—		診療	
血液内科	午前	—	—					毎月 第2・4回診療
	午後	16:00 まで	—	毎月 第2・4 診療	—			
外科	午前	11:30 まで	診療					—
	午後	—	手術など					
整形外科	午前	11:00 まで	診療	—	診療	—		再来患者のみ 注射は④の午後 も実施（受け付け は15時まで）
	午後	—	—		—			
脳神経外科	午前	11:30 まで	—			診療	—	—
	午後	—	—					
皮膚科	午前	11:30 まで	—	診療	—		診療	—
	午後	—	—					
泌尿器科	午前	11:30 まで	診療					再来時予約可
	午後	—	手術など					
産婦人科	午前	11:30 まで	—		診療	—		再来時予約可
	午後	—	—					
眼科	午前	11:30 まで	—	診療		—		再来時要予約
	午後	—	—					

※新規の受け付けは午前8時半から。再来の受け付けは午前6時開始

※学会などで医師が不在になったり、診療日が変更となる場合は、事前に院内掲示でお知らせします

※整形外科は専門医師不在のため、新規患者は受け付けしません。診療は再来患者だけとなります

県立江刺病院から診療のご案内

国民健康保険・医療給付・後期高齢者医療

8月から受給者証・保険証などが新しくなります

国民健康保険の「高齢受給者証」や「各種医療費受給者証」が8月1日から切り替わります。新しい受給者証は7月中旬に該当者に郵送しますが、入院したときに使用する認定証は申請が必要になります。国民健康保険被保険者証の更新は10月1日になります。詳しくは今後発行の広報おうしゅうでお知らせします。

☎ 本庁健康増進課国保係
（内線 242 ～ 247）、各総合支所医療保険担当課

国民健康保険高齢受給者証の更新

対象 国民健康保険加入の満 70 歳から、74 歳の人
（昭和 10 年 8 月 2 日～ 15 年 8 月 1 日生まれ）

@7 月下旬に郵送する新しい受給者証は、今までのうぐいす色から肌色に変わります。受給者証には所得に応じた自己負担割合が記されています。医療機関などを受診する際に、自己負担割合を示す証明書になりますので、保険証と一緒に提示してください。提示しなかった場合は、本来の自己負担割合で受診できないことがあります。忘れないようご注意ください。

医療費受給者証の更新

対象 乳幼児、重度心身障がい者、母子家庭、父子家庭、寡婦

@医療費受給者証（桃色）が交付されている人で、更新対象となる人には、7 月下旬に新しい受給者証を郵送します。受給者証番号が変更になる場合がありますので確認してください。

＋ 入院したときの手続き

標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の有効期限は 7 月 31 日までとなっています。8 月以降も入院予定の人は 8 月中旬に申請してください。

■標準負担額減額認定証の交付申請■

入院中の食事代が減額になる「標準負担額減額認定証」を交付します。

◇対象者 @医療機関に入院中か入院予定の人で、次に該当する人

- ①後期高齢者医療被保険者（住民税非課税世帯）
- ②国民健康保険被保険者（世帯主と、同世帯の国保加入者が住民税非課税）

後期高齢者医療被保険者証の更新

対象 75 歳以上の人、65 歳以上で一定の障がいのある人

@現在交付している被保険者証は、7 月 31 日までの有効期限となっています。8 月 1 日から使用できる新しい被保険者証を 7 月下旬に郵送します。8 月以降、医療機関などを受診する際は、新しい被保険者証を提示してください。

◇申請に必要なもの @保険証、印鑑、減額認定証（現在交付されている人）、90 日を超えて入院中の人は入院期間が分かるもの（医療機関の領収書など）

■限度額適用認定証の交付申請■

入院中の医療費の支払いを自己負担限度額までとするために必要な「限度額適用認定証」を交付します。

◇対象者 @医療機関に入院中か入院予定の人で、70 歳未満の国保加入者

◇申請に必要なもの 保険証、印鑑

◇問い合わせ・申請先 本庁健康増進課国保係（内線 242 ～ 247）、各総合支所医療保険担当課

